



平成 29 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ェ イ ス

代表者名 代表取締役社長 平澤 創

(コード番号 4295 東証第一部)

問合せ先 取締役 最高財務責任者 佐伯 次郎

T E L (03) 5464-7633 (代表)

会 社 名 日 本 コ ロ ム ビ ア 株 式 会 社

代表者名 代表取締役社長 吉田 真市

(コード番号 6791 東証第一部)

問合せ先 取締役 最高財務責任者 鈴木千佳代

T E L (03) 6895-9870

株式会社フェイスによる日本コロムビア株式会社の 株式交換による完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ

株式会社フェイス（以下「フェイス」といいます。）及び日本コロムビア株式会社（以下「日本コロムビア」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、フェイスを株式交換完全親会社とし、日本コロムビアを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、フェイスにおいては平成 29 年 6 月 29 日、日本コロムビアにおいては平成 29 年 6 月 23 日にそれぞれ開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けて行われる予定です。

なお、日本コロムビアの普通株式（以下「日本コロムビア株式」といいます。）は、本株式交換の効力発生日（平成 29 年 8 月 1 日（予定））に先立つ平成 29 年 7 月 27 日に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において上場廃止（最終売買日は平成 29 年 7 月 26 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

フェイスは、平成 4 年に設立され、日本で初めて音楽データ（MIDI）の商業配信事業を開始し、携帯電話用音楽フォーマットを利用した着信メロディ配信サービスを多くの携帯電話メーカーに搭載する等、世界で初めて着信メロディのビジネスモデルを確立し、創業時より、あらゆるデバイスに「音」を中心とするコンテンツを配信する仕組み創りを行ってまいりました。

一方、日本コロムビアは、明治 43 年 10 月 1 日に蓄音器の製造販売会社として事業を開始し、以来、日本初のプレスレコード、LP レコード発売、CD を世界に先駆け販売、業界初の着信うたフルサイトを携帯 3 キャリアで配信を開始する等、日本の音楽の歴史を築いてきた我が国最初のレコード会社です。

高いシェアを誇る演歌・歌謡曲をはじめとして、J-POP、アニメ、教育、邦楽、ジャズ、クラシックと幅広いジャンルにわたって作品を制作・リリースしており、その保有する楽曲数は 16 万曲以上に及び、そのブランドは広く日本に知れわかつています。また、音楽出版子会社が管理する数万曲に及ぶ楽曲と日本コロムビア保有のカタログ原盤からの許諾料収入は、グループの大きな収益基盤となっています。さらに、ゲーム開発分野においても事業を展開しているほか、既存コンテンツを二次利用し通販業者等にカスタマイズした商品を提供する特販／通販事業部門を有し、既存アーティストと新人アーティスト

のヒット作品創出、教育・出版・アニメ業界との連携を強化しアニメ教育作品のさらなる拡充を行うとともに、自社アーティストの発掘・育成・マネジメントを行っており、また、グッズ、ライブ及びコンサート事業等音楽CD以外にも事業領域を拡大する展開を進めております。

フェイス及び日本コロムビアは、平成22年1月の戦略的パートナーシップの構築以降、平成26年3月のフェイスによる日本コロムビアの連結子会社化を通じて、その関係を深化させ、現在、日本コロムビアを含むフェイス・グループは、①「マルチコンテンツ＆マルチプラットフォーム」を提唱し、様々な多機能端末、より細分化するコンテンツ等、著しく変化する市場環境に合わせて、多様なユーザーのニーズに応えるため、コンテンツ配信サービス事業の企画・開発、コンテンツフォーマット技術の開発・ライセンス提供を行う「コンテンツ事業」、②流通小売業等を主対象としたポイントサービスを提供する「ポイント事業」、及び③日本コロムビアにより展開されている「コロムビア事業」の3つを中心核として事業展開をしております。

フェイス・グループは、上記3つのセグメント事業を通じて、将来にわたるグループの成長・発展に向か、以下のとおり「コンテンツ流通の新たな仕組み創り」と「新・360°戦略」の早期具現化を主要な課題として取り組んでおります。

(1) コンテンツ流通の新たな仕組み創り

国内における携帯・スマートフォンの累計契約数は、平成28年12月に1億6,070万件となり、特に、スマートフォンは平成28年の出荷台数が2,942万台で2年連続の増加となり、平成24年の3,042万台に次ぐ過去2番目の出荷実績となりました。これらスマートフォンやタブレット端末の普及を背景とした情報流通手段の多様化に伴い、多くの情報が収集・構築・流通され、人々がそれらの情報を利用・共有して、人との交流を築いていくコミュニケーションプラットフォーム・ソーシャルゲーム・SNS等新たなサービスが生まれており、コンテンツサービスにおいても、ユーザーニーズに即した様々なサービスやコンテンツ流通の新たな仕組み創りが求められています。フェイス・グループは、ユーザーの「いつでもどこでも」というニーズに応えるべく次世代のコンテンツ流通を新たに創り出すことを目標としております。

(2) 新・360°戦略

日本は世界第2位の音楽市場といわれていますが、平成27年の音楽ソフト生産金額と有料音楽配信売上金額の合計は3,015億円と前年と比べ1%上回ったものの、ピークであった平成10年の6,075億円と比較すると50%の水準にまで減少しています。また、急激に増加していた配信売上も平成22年以降は前年を下回る状況となっていましたが、平成27年にはサブスクリプションサービスの伸長（前年比158%）の後押しにより増加する等市場構造は大きく変化しています。これに対して音楽ライブ市場の規模は、平成27年には過去最高の3,186億円に拡大しており、付随する出演料・マーチャンダイジング料をはじめ、特に日本ではカラオケ事業や有線放送事業等、音楽に関わるアーティスト関連のビジネスの重要性が大きなものとなっています。フェイス・グループでは、早い段階からそうしたビジネスモデルにシフトしていくであろうという先見の下「新・360°戦略」を掲げ、グループ各社でアーティストとファン・ユーザーをつなぐ様々な機能を企画・開発し、新たな仕組みを提供するビジネスモデル構築に注力しております。

フェイス・グループは、日本コロムビアの連結子会社化後、上記のような事業構造の変化に伴い、引き続き厳しい環境下にある音楽業界において、双方がお互いの事業の根幹を成す資産、経営資源及びノウハウ等を相互に提供・活用することにより両社の企業価値のより一層の向上を図ってまいりました。具体的には、フェイス及び日本コロムビアが協業しながら、①アーティスト育成・開発の新たな手法モデルの確立、②新たな制作手法の活用、③新たなメディアによるプロモーション展開と相互補完、④マネジメント事業等周辺ビジネスの拡大、⑤新たな商材、販売組織の連携、⑥アジア各国等へのグローバル展開等を推進し、また、グループレベルでのオフィス・管理部門の統合、組織に囚われず事業の進捗・繁忙時期に合わせて事業要員を柔軟に配置するビジネスユニット制の採用等、生産性や経営効率の

向上を通じて、企業価値向上に一定の成果を上げてまいりました。

一方、音楽業界は、100 年に1度ともいえる大きな変革期を迎えております。あらゆる業界の括りを超えて様々な要素が融合され、新たな価値を生み始めており、フェイス・グループを取り巻く事業環境は、日本コロムビアの連結子会社化以降も、音楽業界の動向だけでは語れない新領域に加速度的に移行しており、音楽視聴の多様化に対応するサービス提供の必要性が一層の高まりを見せる中、音楽への興味関心の分散、アーティストへの収益分配問題の複雑化等、様々な課題に直面しております。

レコード会社が今後も継続的に日本の音楽業界の主要な役割を果たし、収益を拡大していくためには、将来を見据えて刻々と変化する市場環境を先取りして事業展開するための新たな事業手法が必要であり、それらの事業手法を活用して、ソフトパッケージの販売に留まらない新たな業態へのシフトが今後の競争力を左右するものと考えております。

かかる状況の下、フェイス及び日本コロムビアは、両社のさらなる企業価値の維持・向上を目指し、平成 28 年 12 月上旬頃より、両社間で資本関係の深化も含めた協議を進めてまいりました。その結果、想定以上のスピードで変化していく事業環境の中で、資本面・事業面の一元化を進め、双方の技術・人材を効率的に活用し、ユーザーサイドとアーティスト等コンテンツ制作者サイド双方に対して新たな事業手法を導入していくために必要な投資を、機を逸することなく果敢に行うことが、これまで以上に、新たなサービス・新市場の創出を行うことに繋がり、ひいてはフェイスと日本コロムビアの企業価値のさらなる向上に資するとフェイスは判断し、日本コロムビアに対して、平成 29 年 2 月上旬頃に本株式交換の申し入れを行いました。

日本コロムビアとしても、戦略的パートナーシップの構築及び連結子会社化以降、企業価値向上に一定の成果が出ているものの、今後の事業環境の激変に鑑み、企業価値を維持・向上させるためには、これまで以上に加速的に上記の施策を推進していくことが重要と判断し、フェイスとの間で資本関係の深化も含めた協議を進めてまいりました。その結果、日本コロムビアとフェイスの資本関係をより強固なものとすることで、組織運営の柔軟性を確保し、事業戦略の一元化と意思決定のスピードアップ、ノウハウ・人材等のリソースの効率的な活用を可能とすることが、上記①～⑥の施策に加え、(i) アーティストビジネスの最大化及び (ii) 知的財産権 (IP) のマルチユース活性化と保持拡大の実現に不可欠であると判断いたしました。

こうした認識の下、両社は度重なる協議を行い、音楽業界、その将来性及び両社のポジショニング等についての認識も共有し、今後の両社のあるべき姿についても議論を積み重ねるとともに、日本コロムビアにおいても、独自に上場廃止によるメリットやリスク、ステークホルダーに与える影響等について検討を進めてまいりました。

その結果、フェイスが日本コロムビアを完全子会社化することにより、前述のとおり、フェイス・グループにおける音楽業界の変革期に対応する創造力を一層強化でき、日本コロムビアの企業価値向上に資するものであるのみならず、フェイス・グループ全体の企業価値の向上のためにも非常に有益であるとの考えを共有するに至りました。また、完全子会社化によりもたらされる企業価値の向上を日本コロムビア株主の皆様にも享受いただくためには、フェイスを株式交換完全親会社とし日本コロムビアを株式交換完全子会社とする株式交換の方法により、日本コロムビアの少数株主の皆様に本株式交換後も引き続きフェイス・グループの株主となっていただくことが最適な選択であるという考え方で両社の見解が一致したことから、本株式交換を行うことを決定いたしました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成 29 年 3 月 28 日（火）
本株式交換契約締結日（両社）	平成 29 年 3 月 28 日（火）
本株式交換契約承認定時株主総会開催日（日本コロムビア）	平成 29 年 6 月 23 日（金）（予定）
本株式交換契約承認定時株主総会開催日（フェイス）	平成 29 年 6 月 29 日（木）（予定）
最終売買日（日本コロムビア）	平成 29 年 7 月 26 日（水）（予定）
上場廃止日（日本コロムビア）	平成 29 年 7 月 27 日（木）（予定）

本株式交換の実施予定日（効力発生日）	平成 29 年 8 月 1 日（火）（予定）
--------------------	------------------------

(注1) 本株式交換の実施予定日（効力発生日）は、両社の合意により変更されることがあります。

（2）本株式交換の方式

本株式交換は、フェイスを株式交換完全親会社、日本コロムビアを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、フェイスにおいては平成 29 年 6 月 29 日、日本コロムビアにおいては平成 29 年 6 月 23 日にそれぞれ開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けて行われる予定です。

（3）本株式交換に係る割当ての内容

	フェイス (株式交換完全親会社)	日本コロムビア (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.59
本株式交換により交付する株式数	フェイスの普通株式:3,900,834 株（予定）	

(注1) 本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）

日本コロムビア株式 1 株に対して、フェイスの普通株式（以下「フェイス株式」といいます。）0.59 株を割当て交付いたします。ただし、フェイスが保有する日本コロムビア株式（本日現在 6,875,916 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

フェイスは、本株式交換に際して、本株式交換によりフェイスが日本コロムビア株式（ただし、フェイスが保有する日本コロムビア株式を除きます。）の全てを取得する直前時（以下「基準時」といいます。）における日本コロムビア株主の皆様（ただし、フェイスを除きます。）に対し、その保有する日本コロムビア株式に代えて、その保有する日本コロムビア株式の数の合計に 0.59 を乗じて得た数のフェイス株式を交付いたします。

なお、日本コロムビアは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する日本コロムビアの取締役会決議により、日本コロムビアが保有する自己株式及び基準時の直前時までに日本コロムビアが保有することとなる自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前時をもって消却する予定です。また、フェイスが交付する株式は、新たに発行する普通株式及びフェイスが保有する自己株式にて充当する予定です。なお、フェイスの交付する株式数は、日本コロムビアの自己株式の取得・消却等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、フェイスの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる日本コロムビア株主の皆様については、フェイスの定款及び株式取扱規則の定めるところにより、フェイス株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

①単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

フェイスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式をフェイスから買い増すことができる制度です。

②単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

フェイスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをフェイスに對して請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、フェイス株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる日本コロムビア株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、フェイスが 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換により、フェイスの完全子会社となる日本コロムビアの発行する全ての新株予約権については、平成 29 年 6 月 23 日に開催予定の日本コロムビアの定時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、本株式交換の効力発生日の前日までに全て放棄される予定です。なお、日本コロムビアは新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 剰余金の配当に関する取扱い

フェイス及び日本コロムビアは、フェイスが、平成 29 年 3 月 31 日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、フェイス株式 1 株当たり 5 円を限度として剰余金の配当を行うことができること、及び、これを除いては、フェイス及び日本コロムビアは、本日以降、本株式交換の効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本株式交換の効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除きます。）の決議を行ってはならない旨を合意しております。

(6) その他役員の異動について

フェイスは、本株式交換後のフェイス及び日本コロムビアの経営統合による相乗効果をより迅速かつ効率的に発現させるため、平成 29 年 6 月 29 日開催予定のフェイスの定時株主総会において、フェイス・グループ参与兼日本コロムビアの代表取締役社長である吉田眞市氏をフェイスの取締役として選任する議案を付議する予定です。なお、吉田眞市氏のフェイスの取締役への選任の効力は、本株式交換の効力が発生することを停止条件として、本株式交換の効力発生日（平成 29 年 8 月 1 日（予定））をもって発生することとする予定です。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

フェイス及び日本コロムビアは、本株式交換に用いられる上記 2. (3) 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、フェイスは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、日本コロムビアは株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

フェイスにおいては、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、フェイス株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

日本コロムビアにおいては、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるプルータスから取得した株式交換比率に関する算定書及びリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所からの助言、並びに、下記（5）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、支配株主であるフェイスとの間で利害関係を有しない第三者委員会から受領した答申書等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、日本コロムビア株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、フェイス及び日本コロムビアは、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、フェイス及び日本コロムビアの財政状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、相互に交渉・協議を重ねてまいりました。

その結果、フェイス及び日本コロムビアは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本日開催のそれぞれの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式

交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

①算定機関の名称及び上場会社との関係

フェイスの第三者算定機関である野村證券及び日本コロムビアの第三者算定機関であるプルータスはいずれも、フェイス及び日本コロムビアから独立した算定機関であり、フェイス及び日本コロムビアの関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

野村證券は、フェイスについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成 29 年 3 月 24 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるフェイス株式の平成 28 年 9 月 26 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値平均値、平成 28 年 12 月 26 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値平均値、平成 29 年 2 月 27 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値平均値、平成 29 年 3 月 17 日から算定基準日までの直近 5 営業日の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を、それぞれ採用し算定を行いました。

日本コロムビアについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成 29 年 3 月 24 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における日本コロムビア株式の平成 28 年 9 月 26 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値平均値、平成 28 年 12 月 26 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値平均値、平成 29 年 2 月 27 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値平均値、平成 29 年 3 月 17 日から算定基準日までの直近 5 営業日の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用し算定を行いました。

フェイス株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.50～0.52
DCF 法	0.48～0.63

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成 29 年 3 月 24 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、フェイス及び日本コロムビアの財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券が DCF 法による算定の前提とした両社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。具体的には、平成 30 年 3 月期において、日本コロムビアにおける平成 29 年 3 月期にアニメ関連の大型映像作品及び新作ゲームソフトの売上が予想を大幅に上回る見込みであること等により、対前年度比較で、フェイスの営業利益において約 49.6%、日本コロムビアの営業利益において約 60.5% の大幅な減益となることを見込んでおります。また、平成 31 年 3 月期には、フェイスにおいて、コンテンツ事業におけるアーティスト向けプラットフォーム等のサービスにおいて利用者数の拡大等を見込むことにより、対前年度比較で営業利益において約 44.3% の大幅な増益となること

を見込んでおります。さらに、平成 34 年 3 月期には、日本コロムビアにおいて、アーティストマネジメント関連事業等の事業規模の拡大等により、対前年度比較で営業利益において約 34.7% の大幅な増益となることを見込んでおります。

一方、プルータスは、フェイス株式及び日本コロムビア株式について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社と比較可能な類似上場会社が複数存在し、それらの比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価法では、両社について、平成 29 年 3 月 27 日を算定基準日として、算定基準日を含む直近 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月並びに日本コロムビアにより「業績予想の修正に関するお知らせ」が公表された平成 28 年 11 月 7 日の翌営業日である平成 28 年 11 月 8 日から算定基準日までの各期間につき、東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均値を採用しております。

類似会社比較法では、フェイスと類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社エムティーアイ及びオリコン株式会社を選定し、日本コロムビアと類似性があると判断される類似上場会社として、エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社及び株式会社アミューズを選定した上で、事業価値に対する EBIT 及び EBITDA の倍率を用いて算定を行いました。

DCF 法では、フェイスについては、フェイスが作成した平成 29 年 3 月期から平成 34 年 3 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー及び平成 35 年 3 月期以降の継続価値を、5.219% から 5.923% の割引率で現在価値に換算しております。継続価値の算定には永久成長率法及びマルチプル法を用いており、永久成長率法では永久成長率として 0 % を用い、マルチプル法では EBITDA マルチプルとして 5.24 倍を用いております。

日本コロムビアについては、日本コロムビアが作成した平成 29 年 3 月期から平成 34 年 3 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー及び平成 35 年 3 月期以降の継続価値を、5.634% から 6.358% の割引率で現在価値に換算しております。継続価値の算定には永久成長率法及びマルチプル法を用いており、永久成長率法では永久成長率として 0 % を用い、マルチプル法では EBITDA マルチプルとして 4.51 倍を用いております。

なお、DCF 法の採用に当たり前提とした両社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度を含んでおります。具体的には、平成 30 年 3 月期において、日本コロムビアにおける平成 29 年 3 月期にアニメ関連の大型映像作品及び新作ゲームソフトの売上が予想を大幅に上回る見込みであること等により、対前年度比較で、フェイスの営業利益において約 49.6%、日本コロムビアの営業利益において約 60.5% の大幅な減益となることを見込んでおります。また、平成 31 年 3 月期には、フェイスにおいて、コンテンツ事業におけるアーティスト向けプラットフォーム等のサービスにおいて利用者数の拡大等を見込むことにより、対前年度比較で営業利益において約 44.3% の大幅な増益となることを見込んでおります。さらに、平成 34 年 3 月期には、日本コロムビアにおいて、アーティストマネジメント関連事業等の事業規模の拡大等により、対前年度比較で営業利益において約 34.7% の大幅な増益となることを見込んでおります。

各評価手法によるフェイス株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の算定レンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.504 ~ 0.530
類似会社比較法	0.456 ~ 0.804
DCF 法	0.347 ~ 0.614

プルータスは、株式交換比率の算定に際して、フェイス及び日本コロムビアから提供を受けた資料及び情報並びに一般に公開された情報が正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある全ての事実がプルータスに開示されたこと等を前提に、それらの資料及び情報

を原則としてそのまま採用し、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。算定において参照した財務予測は、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としており、算定結果は算定書提出日までの情報と経済情勢を反映したものであります。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成 29 年 8 月 1 日（予定））をもって、日本コロムビアはフェイスの完全子会社となり、日本コロムビア株式は平成 29 年 7 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は平成 29 年 7 月 26 日）となる予定です。上場廃止後は、日本コロムビア株式を東京証券取引所市場第一部において取引をすることができなくなります。

日本コロムビア株式が上場廃止となった後も、本株式交換により日本コロムビア株主の皆様に割り当てられるフェイス株式は東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、日本コロムビア株式を 170 株以上保有し本株式交換によりフェイス株式の単元株式数である 100 株以上のフェイス株式の割当てを受ける日本コロムビア株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において 170 株未満の日本コロムビア株式を保有する日本コロムビア株主の皆様には、フェイス株式の単元株式数である 100 株に満たないフェイス株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、フェイスに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。また、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式をフェイスから買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 2. (3) (注 3) 「単元未満株式の取扱い」をご参考ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 2. (3) (注 4) 「1 株に満たない端数の処理」をご参考ください。

日本コロムビア株主の皆様は、最終売買日である平成 29 年 7 月 26 日（予定）までは、東京証券取引所市場第一部において、その保有する日本コロムビア株式を従来どおり取引することができます。

（4）公正性を担保するための措置

フェイス及び日本コロムビアは、フェイスが、既に日本コロムビア株式 6,875,916 株（平成 28 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 13,512,870 株に占める割合にして 50.88%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有しております、日本コロムビアがフェイスの連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書

フェイスは野村證券を、日本コロムビアはブルータスを、第三者算定機関に選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記（2）「算定に関する事項」をご参考ください。なお、フェイス及び日本コロムビアは、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

フェイスは、リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、フェイス及び日本コロムビアから独立しており、フェイス及び日本コロムビアとの間に重要な利害関係を有しません。

一方、日本コロムビアは、リーガル・アドバイザーとして、岩田合同法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、岩田合同法律事務所は、フェイス及び日本コロムビアから独立しており、フェイス及び日本コロムビアとの間に重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

フェイスが、既に日本コロムビア株式 6,875,916 株（平成 28 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 13,512,870 株に占める割合にして 50.88%）を保有している支配株主であることから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

① 日本コロムビアにおける、独立した第三者委員会からの答申書の取得

日本コロムビアは、平成 29 年 2 月 21 日、本株式交換が日本コロムビアの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、支配株主であるフェイス及び日本コロムビアとの間で利害関係を有しない、独立した外部の有識者である浅妻敬氏（長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士）、砂川伸幸氏（京都大学経営管理大学院教授）及び中原健夫氏（弁護士法人ほくと総合法律事務所代表弁護士）の 3 名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対して、(i) 本株式交換の目的が正当かつ合理的であり、本株式交換の実行が日本コロムビアの企業価値の向上に資するか、(ii) 本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）がフェイス及び日本コロムビアの企業価値の適正な評価に基づく公正なものであるか、(iii) 日本コロムビアの少数株主の利益に配慮した、客観的に公正なプロセスで本株式交換の手続が進められているか、(iv) 上記 (i) 乃至 (iii) を総合的に検討した上で、日本コロムビアが本株式交換に応じることが、日本コロムビアの少数株主にとって不利益なものではないかについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成 29 年 2 月 21 日から平成 29 年 3 月 27 日までに、会合を合計 6 回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて隨時協議を行う等して、上記諮問事項に関して、慎重に検討を行いました。

第三者委員会は、これらの検討に当たり、日本コロムビアから、本株式交換の意義・目的、本株式交換に至る背景、本株式交換の諸条件、日本コロムビアの本株式交換に対する考え方、日本コロムビアにおける検討・意思決定のプロセス、フェイスとの間の交渉の方針・進捗状況、日本コロムビアの少数株主の状況、日本コロムビアの事業計画等に関する説明を受けており、また、プルータスから本株式交換比率の評価に関する説明を受けているほか、フェイスに対するインタビューを実施し、本株式交換の意義・目的、本株式交換に至る背景、フェイスの事業計画等について説明を受けております。さらに、第三者委員会は、日本コロムビアのリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置及び本株式交換に係る日本コロムビアの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けております。

第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、日本コロムビアが本株式交換に応じることは、日本コロムビアの少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を、平成 29 年 3 月 27 日付で、日本コロムビアの取締役会に対して提出しております。

第三者委員会の答申の概要については、下記 8. (3) 「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。

② 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

日本コロムビアの取締役のうち、取締役会長である平澤創氏はフェイスの代表取締役を、代表取締役社長である吉田眞市氏はフェイスのフェイス・グループ参与を、取締役である佐伯次郎氏はフェイスの取締役を兼務しているため、利益相反防止の観点から、日本コロムビアの取締役会における本株式交換に係る審議及び決議に参加しておらず、また、日本コロムビアの立場でフェイスとの本株式交換の協議

及び交渉に参加しておりません。さらに、日本コロムビアの監査役のうち菅谷貴子氏は、フェイスの監査役を兼務しているため、利益相反防止の観点から、日本コロムビアの取締役会における本株式交換に係る審議に参加しておらず、また、当該取締役会における本株式交換に関する決議に対して意見を述べることを差し控えております。

日本コロムビアの取締役会における本株式交換に関する議案は、日本コロムビアの取締役5名のうち、上記平澤創氏、吉田眞市氏及び佐伯次郎氏を除く2名の全員一致により承認可決されており、かつ、日本コロムビアの監査役4名のうち、上記菅谷貴子氏を除く3名は、全員一致により、本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	株式会社フェイス	日本コロムビア株式会社
(2) 所 在 地	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 40 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 平澤 創	代表取締役社長 吉田 真市
(4) 事 業 内 容	コンテンツ配信サービス事業の開発・支援 コンテンツフォーマット技術・音源技術・音声信号処理技術の開発・ライセンス提供 コンテンツ配信プラットフォームの構築等	ミュージックソフト・ゲームソフト等の制作、宣伝、販売及び音楽アーティストのマネジメント
(5) 資 本 金	3,218 百万円	1,000 百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成 4 年 10 月 9 日	明治 43 年 10 月 1 日
(7) 発 行 済 株 式 数	11,960,000 株	13,512,870 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	(連結) 376 名	(連結) 224 名
(10) 主 要 取 引 先	Amazon.com Int'l Sales, Inc.	Amazon.com Int'l Sales, Inc.
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 三井住友信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社	三井住友信託銀行株式会社 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	平澤 創 39.79% BNYM TREATY DTT 10 4.97% (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行) MSCO CUSTOMER SECURITIES 4.26% (常任代理人モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社) GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL 1.77% (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 吉本興業株式会社 1.72%	株式会社フェイス 50.88% 株式会社第一興商 4.61% RMB JAPAN OPPORTUNITIES FUND, LP. 4.17% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 3.53% 三井住友信託銀行株式会社 0.93% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1) 0.84% 日本トラスティ・サービス 0.82%

DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	1.41%	ス信託銀行株式会社 (信託口6) 日本トラスティ・サービス 0.71% ス信託銀行株式会社 (信託口2)
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.21%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 富国生命保険相互会社 0.57%
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1.12%	
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	0.96%	
CBNY-NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	0.95%	

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	フェイスは、本日現在、日本コロムビア株式6,875,916株（平成28年12月31日現在の発行済株式総数13,512,870株に占める割合にして50.88%）を保有し、日本コロムビアを連結子会社としております。
人 的 関 係	フェイスの取締役2名（平澤創及び佐伯次郎）及びフェイスのフェイス・グループ参与（吉田眞市）は日本コロムビアの取締役を、フェイスの監査役1名（菅谷貴子）は日本コロムビアの監査役を兼務しております。また、フェイスの完全子会社である株式会社フェイス・ワンダワーカーから日本コロムビアの完全子会社であるコロムビア・マーケティング株式会社へ1名、日本コロムビアからフェイスの完全子会社である株式会社エンターメディアへ1名の従業員が出身しております。 なお、フェイスは、平成29年6月29日開催予定のフェイスの定時株主総会において、フェイス・グループ参与兼日本コロムビアの代表取締役社長である吉田眞市をフェイスの取締役として選任する議案を付議する予定です。詳細については、上記2.(6)「その他役員の異動について」をご参照ください。
取 引 関 係	フェイスは、日本コロムビアと共同で原盤制作を行っているほか、日本コロムビアに対して、フェイスのユーザー情報を直接取得できる登録システムや、通販事業では受注・物流システムのサービス提供を行っております。
関連当事者への該当状況	日本コロムビアは、フェイスの連結子会社であるため、関連当事者に該当いたします。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	フェイス(連結)			日本コロムビア(連結)		
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
純 資 産	22,340	17,723	16,829	2,940	1,418	2,365
総 資 産	29,887	25,835	24,712	8,758	7,760	7,988

1 株当たり純資産(円)	1,825.44	1,540.23	1,576.18	213.35	100.77	172.18
売上高	6,340	19,597	20,163	13,975	12,629	13,343
営業利益	508	△891	1,534	283	△895	1,200
経常利益	586	△862	1,529	363	△862	1,213
親会社株主に帰属する当期純利益	403	△3,340	646	283	△1,646	973
1 株当たり当期純利益(円)	35.44	△295.46	63.86	20.98	△122.07	72.17
1 株当たり配当金(円)	55	10	10	4	-	-

(注1) 平成 28 年 12 月 31 日現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注2) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。

(注3) フェイスは、平成 25 年 10 月 1 日付で、普通株式 1 株を 10 株とする株式分割を行っておりますが、平成 26 年 3 月期の 1 株当たり当期純利益額は、平成 26 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(注4) フェイスは、平成 25 年 10 月 1 日付で、普通株式 1 株を 10 株とする株式分割を行ったため、平成 26 年 3 月期の 1 株当たり配当金については、中間配当金を株式分割前の 50 円、期末配当金を株式分割後の 5 円（株式分割前は 50 円）とし、その年間配当金は単純合計額である 55 円（中間配当金 50 円、期末配当金 5 円）となります。

(注5) 日本コロムビアは、平成 26 年 3 月期の 1 株当たり当期純利益の算定に当たっては、普通株式期中平均株式数に A 種優先株式期中平均株式数を加えております。

(注6) 日本コロムビアは、平成 25 年 10 月 1 日付で、普通株式及び A 種優先株式につきそれぞれ 20 株を 1 株にする株式併合を行っておりますが、平成 26 年 3 月期の 1 株当たり当期純利益額は、平成 26 年 3 月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(注7) 日本コロムビアは、平成 25 年 10 月 2 日付で A 種優先株式の取得請求期限が到来したことにより、翌日付で発行済みの A 種優先株式 3,846,200 株全てを一斉取得し、消却するとともに、その取得の対価として普通株式 4,237,338 株を交付しております。

5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1) 名称	株式会社フェイス	
(2) 所在地	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 平澤 創	
(4) 事業内容	コンテンツ配信サービス事業の開発・支援 コンテンツフォーマット技術・音源技術・音声信号処理技術の開発・ライセンス提供 コンテンツ配信プラットフォームの構築等	
(5) 資本金	3,218 百万円	
(6) 決算期	3 月 31 日	
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。	
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。	

6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

本株式交換により、フェイスの連結子会社である日本コロムビアは、フェイスの完全子会社となる予定です。本株式交換がフェイスの連結業績に与える影響等については、現時点で確定しておりません。

確定次第、お知らせいたします。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

フェイスが、既に日本コロムビア株式 6,875,916 株（平成 28 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 13,512,870 株に占める割合にして 50.88%）を保有している支配株主であることから、本株式交換は、日本コロムビアにとって支配株主との取引等に該当いたします。日本コロムビアが平成 28 年 7 月 7 日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下「コーポレート・ガバナンス報告書」といいます。）で示している「I. 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本株式交換における適合状況は、以下のとおりです。

日本コロムビアは、上記 3. (4) 「公正性を担保するための措置」及び 3. (5) 「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じておりますが、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書で示している「I. 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」における支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する記載は、以下のとおりです。

「当社の事業運営は、親会社等との取引に依存する状況にはありません。また、少数株主の利益を損ねることの無いよう、親会社等との取引が他の取引先と比較して有利なものとなることがないように、市場価格等を勘案し、決定しております。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記 (1) 「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、日本コロムビアにとって支配株主との取引等に該当することから、日本コロムビアは、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、その取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討し、さらに上記 3. (4) 「公正性を担保するための措置」及び 3. (5) 「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

日本コロムビアは、上記 3. (5) 「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換が日本コロムビアの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、第三者委員会を設置いたしました。日本コロムビアは、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対して、(i) 本株式交換の目的が正当かつ合理的であり、本株式交換の実行が日本コロムビアの企業価値の向上に資するか、(ii) 本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）がフェイス及び日本コロムビアの企業価値の適正な評価に基づく公正なものであるか、(iii) 日本コロムビアの少数株主の利益に配慮した、客観的に公正なプロセスで本株式交換の手続が進められているか、(iv) 上記 (i) 乃至 (iii) を総合的に検討した上で、日本コロムビアが本株式交換に応じることが、日本コロムビアの少数株主にとって不利益なものではないかについて、諮問いたしました。

その結果、第三者委員会からは、平成 29 年 3 月 27 日付で、上記 (i) に関しては、本株式交換は、日本コロムビアが事業環境の変化を踏まえて従来のパッケージ型ビジネスに依存しない新たなビジネスモデルに迅速に転換することに資するものと考えられること等から、本株式交換の目的は正当かつ合理的であり、本株式交換の実行が日本コロムビアの企業価値の向上に資するものであると考えられる旨、上記 (ii) に関しては、日本コロムビアの各アドバイザーが実施したフェイスに対するデュー・ディリジェンス及び独立した第三者算定機関からの算定書の取得について、それらの手続・方法に公平性を欠くと認められる点は見当たらず、かつ、それらの結果に不合理であると認められる点は見当たらなかつたこと、本株式交換における株式交換比率の水準は、日本コロムビアの株式価値に一般的なプレミアムを加算した妥当なものであるといえること、及び、株式交換比率以外の取引条件も、同種・同規模の取

引の条件と比較して一般的なであること等から、本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）はフェイス及び日本コロムビアの企業価値の適正な評価に基づく公正なものであると考えられる旨、上記（iii）に関しては、本株式交換に関する日本コロムビアの意思決定過程において、恣意性が排除される仕組みが採用されているなど、本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）の交渉等に当たり、その公正性を確保するための客観的状況が確保されていること、日本コロムビアの株主が本株式交換に関する判断を行うに当たり、適切な情報が提供される予定であると認められること等から、本株式交換の手続は、日本コロムビアの少数株主の利益に配慮した、客観的に公正なプロセスで進められていると認められる旨、並びに、上記（iv）に関しては、上記（i）乃至（iii）において検討した事情等を総合的に考慮した結果、日本コロムビアが本株式交換に応じることは、日本コロムビアの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申書を入手しております。

以上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

フェイス (当期連結業績予想は平成 29 年 2 月 14 日公表分)

(単位 : 百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (平成 29 年 3 月期)	20,700	1,600	1,470	760
前期実績 (平成 28 年 3 月期)	20,163	1,534	1,529	646

日本コロムビア (当期連結業績予想は平成 29 年 2 月 14 日公表分)

(単位 : 百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (平成 29 年 3 月期)	13,800	1,700	1,645	1,475
前期実績 (平成 28 年 3 月期)	13,343	1,200	1,213	973